

(新)石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業費

1.1 百万円 (0 百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の概要

平成18年の廃棄物処理法の一部改正により、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する石綿を含む廃棄物について、高度な技術を用いて石綿廃棄物を無害化する処理を行う者を個別に環境大臣が認定し、認定した者には、廃棄物処理業及び廃棄物処理施設設置に係る許可を不要とする制度を設けたところ。

認定の手続きは、様々な技術が想定されることから、専門家の意見を聴取して行うこととした。

また、認定施設に対し、適宜立入検査を実施する。

2. 事業計画

(1) 技術専門委員会(仮称)の設置

高度な無害化技術の認定審査にあたっては、個別の技術の審査を行う必要があり、廃棄物処理の分野の他、様々な分野において専門的な知識が必要となる。そこで、学識経験者等の専門的知識を有する者から意見を聴取するために技術専門委員会(仮称)を設置する。

(2) 立入検査等の実施

安全で安心な石綿含有廃棄物の処理を確保するために、認定施設に対し、定期的に立入検査を行う。

また、認定手続きの際には、必要に応じて現地調査を実施するなどし、円滑な処理施設の設置を図る。

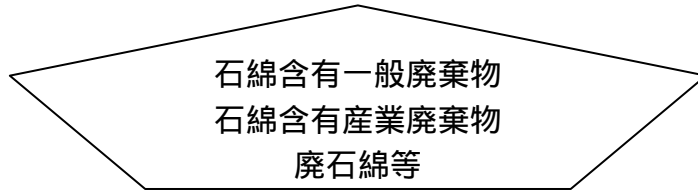
(3) 処理技術に係る知見の収集

この認定制度は、予め一定の技術基準を設けて審査を行うものではないため、種々の技術の申請が想定されるところであり、今後の申請に対し、迅速な対応を行うために、アスベスト廃棄物無害化技術について知見の収集を行う。

3. 施策の効果

廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度の環境大臣による認定業務を円滑に遂行し、石綿含有廃棄物の適正な処理を実現する。

無害化処理認定手続のフロー



申請者

<申請に必要な資料>

・申請書

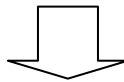
施設の位置、構造等の設置に関する計画

施設の維持管理に関する計画

その他（実証試験結果、無害化の科学的因果関係の証明書類 等）

・設置することが周辺の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書（生活環境アセス）

許可制度の生活環境影響調査結果の書類と同内容

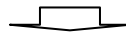


国

公告縦覧手続

- ・施設設置場所、種類等の公告
- ・申請書及び生活環境影響調査結果書の縦覧
- ・関係都道府県知事及び市町村長からの意見聴取
- ・利害関係者の意見書提出

等

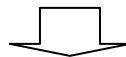


認定の要件の可否を判断

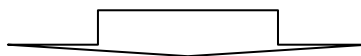
無害化処理の内容の基準

無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準

無害化処理の用に供する施設の基準



認定



国

無害化処理認定業者への報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令

認定の取消し

事業の廃止及び変更の届出、施設の廃止等の届出